

2021年5月13日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 亮介
(証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 就業不能保険「働く人への保険3」を新発売

長期間働けなくなったときも、働けるようになったときにも、働く人をフルサポート

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>) 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 森亮介)は、2021年6月1日(予定)に、就業不能保険の新商品「働く人への保険3」を発売することをお知らせします。



■就業不能保険とは

就業不能保険とは、入院費や手術費をサポートする従来の医療保険とは異なり、病気やケガで長期間働けないとき、収入が減っても困らないように、毎月、お給料のように給付金を受け取れる保険です。生命保険業界では、当社が初めて本格的な個人向け商品として販売を開始しました*1。

■就業不能保険「働く人への保険3」の新たな3つのポイント

1. 就業不能給付金のお支払い要件を、よりわかりやすく

- 公的な制度(障害等級1級または2級)と連動させるなど、「どのような場合に就業不能給付金が支払われるのか」をよりわかりやすくするため、就業不能状態の定義を変更しました。

2. 業界初*2の「復帰支援一時金」を新設し、仕事への復帰をサポート

- 就業不能状態から回復しても、身体や収入が元に戻るには時間を要します。仕事への復帰後も生じる治療費等の経済的負担や、フルタイムで働くことができない場合等に備え、復帰支援一時金という業界初*2の保障を新設しました。

3. お客様の声に応え、短期の入院や、うつ病などの精神疾患もカバー

- 「支払対象外期間を経過する前の短い期間に対するの保障がほしい」というお客様の声に応え、短期の入院の保障として、入院見舞金(14日以上)を新設しました。
- 「精神疾患も保障の対象にしてほしい」というお客様の声に応え、うつ病などの精神疾患を原因とする場合の保障として、精神疾患就業不能一時金を新設しました。

当社は、2010年に、日本ではまだ馴染みの薄かった個人向けの就業不能保険を、生命保険業界でいち早く提供を開始しました。その後、2016年には給付金の受け取り方や保険期間などを選べる就業不能保険「働く人への保険 2」を発売するなど、お客さまのニーズに対応してきました。

就業不能保険の販売開始から10年以上が経ち、少子高齢化のなか、現役世代の割合の低下や共働き世帯の増加を背景に、シニアや女性の就労者も増加し、働き方も多様化しています。また、お客さまの就業不能保険へのニーズもより一層高まり、「もう少し短い期間に対しての保障もほしい」「うつ病などの精神疾患も保障してほしい」といった声も寄せられています。

5年ぶりとなる就業不能保険の新商品である「働く人への保険 3」は、これらのお客さまの声に応えるだけでなく、病気やケガで働けなくなってしまった「働く人」の仕事への復帰をサポートするという新たなコンセプトのもと、開発しました。

病気やケガで長期間働けない状態であった人が、仕事に復帰した場合に、継続的な通院や体力の低下により、時短勤務や異動・転職等、以前に比べ仕事が制限され、収入が減少するといったケースが考えられます。このようなケースにも備えられるよう、当社では業界初となる「復帰支援一時金(就業不能給付金月額×3)」を新設しました。

就業不能保険「働く人への保険 3」では、これらの保障によって、病気やケガで長期間働けなくなったときも、働けるようになったときも、働く人をフルサポートします。

なお、KDDI 株式会社を保険募集代理店として販売している「au 生活ほけん」、株式会社セブン・フィナンシャルサービスを保険募集代理店として販売している「生活ほけん」も、「働く人への保険 3」同様の保障内容へリニューアルします。^{*3}

■就業不能保険「働く人への保険 3」の保障内容

	支払事由	給付金額
就業不能給付金	<p>所定の就業不能状態(※)に該当し、その状態が支払対象外期間をこえて継続したとき</p> <p>※以下いずれかの状態を指す</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入院 2. 医師の指示による在宅療養^{*4} 3. 国民年金法施行令の障害等級 1 級または 2 級 4. 特定障害状態^{*5} <p>(精神疾患による就業不能状態は対象外)</p>	<p>月額 10 万円～50 万円</p> <p>(給付金額は 5 万円単位で選択可)</p>
【新設】 入院見舞金 (14 日以上)	<p>病気やケガにより、14 日以上継続して入院したとき</p>	<p>入院 1 回につき 10 万円</p>

【新設】 精神疾患就業不 能一時金	所定の精神疾患就業不能状態(※) に該当し、その状態が支払対象外期 間をこえて継続したとき ※以下いずれかの状態を指す 1. 約款所定の精神疾患またはこれ を原因とするケガの治療を目的とし て、日本国内の病院または診療所に 入院している状態 2. 国民年金法施行令に定める障害 等級 1 級または 2 級に認定された状 態 3. 精神保健および精神障害者福祉 に関する法律施行令に定める障害等 級 1 級または 2 級に認定された状態	就業不能給付金月額額の 3 倍 (2 年に 1 回、最大 5 回まで)
【新設】 復帰支援一時金 (選択可)	就業不能給付金のお支払いが開始さ れ、その後、保険期間中に就業不能 状態が終了したとき	就業不能給付金月額額の 3 倍

※就業不能保険「働く人への保険 3」では、就業不能保険「働く人への保険 2」の高度障害給付金および高度障害給付金の支払事由に該当した場合の保険料払込免除はありません。

※ここに記載されている内容は、保障内容の概要です。保障内容の詳細は、販売開始後、ウェブサイトに掲載します。

■月額保険料

就業不能保険「働く人への保険 3」の代表的な月額保険料は以下のとおりです。

保障内容: 就業不能給付金月額 10 万円、保険期間 65 歳まで、支払対象外期間 180 日、ハーフタイプ

性別	契約年齢	月額保険料	
		復帰支援一時金なし	復帰支援一時金あり
男性	20 歳	1,192 円	1,267 円
	30 歳	1,556 円	1,658 円
	40 歳	1,905 円	2,036 円
	50 歳	2,218 円	2,383 円
女性	20 歳	1,070 円	1,143 円
	30 歳	1,353 円	1,451 円
	40 歳	1,565 円	1,685 円
	50 歳	1,675 円	1,814 円

また、当社は、「情報開示を徹底することが、お客さまに信頼いただくサービス提供の基本である」という考えにもとづき、お客さまがお支払いする保険料のうち、生命保険会社の運営経費にあたる付加保険料を保険商品ごとに開示しています。

一例として、契約年齢 30 歳における純保険料と付加保険料の内訳は以下のとおりです。

性別	契約年齢		復帰支援一時金なし	復帰支援一時金あり
男性	30 歳	月額保険料	1,556 円	1,658 円
		純保険料	805 円	865 円
		付加保険料	751 円	793 円
女性	30 歳	月額保険料	1,353 円	1,451 円
		純保険料	680 円	737 円
		付加保険料	673 円	714 円

なお、他保険商品における保険料の内訳(代表例)は、ウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.lifenet-seimei.co.jp/about/>

■業績への影響

就業不能保険「働く人への保険 3」の発売に伴う当社の業績への影響として、経常収益への影響見込みは軽微であり、支出の見込額は約 234 百万円です。

*1 当社調べ

*2 当社調べ(2021 年 4 月末時点)

*3 現在販売している就業不能保険「働く人への保険 2」(正式名称:就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)(2016))は 2021 年 5 月 31 日(予定)で販売終了になります。同様に、KDDI 株式会社を保険募集代理店として現在販売している就業不能保険「au 生活ほけん」(正式名称:保険料還付金付就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)(2016))、株式会社セブン・フィナンシャルサービスを保険募集代理店として現在販売している就業不能保険「生活ほけん」(正式名称:就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)(2016))も、2021 年 5 月 31 日(予定)で販売終了になります。

*4 「医師の指示による在宅療養」とは、①または②に該当する状態を指します。

①病気またはケガ(精神疾患によるものを除く)により、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます)に列挙されている診療料や管理指導料等が算定され、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等で、治療に専念すること

②約款所定の 3 大生活習慣病、肝硬変または慢性腎不全により、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等で、治療に専念すること

*5 「特定障害状態」とは、①～⑥のいずれかについて、約款所定の状態に該当した状態を指します。

①眼の障害

②聴覚の障害

③そしゃく・嚥下機能の障害

④音声または言語機能の障害

⑤肢体の障害

⑥その他の特定の障害

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。デジタルテクノロジーを活用しながら、保険相談、お申し込みから保険金等のお支払いまで、一貫してお客さまの視点に立った商品・サービスの提供を実現するとともに、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

03-5216-7900(広報:花谷/IR:関谷)

ライフネット生命保険株式会社

Copyright© LIFENET INSURANCE COMPANY All rights reserved.